

令和5年度 教職員の体罰、不適切な言動及びセクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について

1 調査期間及び内容

体罰・不適切な言動調査期間

(1) 第1次調査

- ① 期間 令和5年4月1日から令和5年11月30日まで
- ② 内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケート

(2) 第2次調査

- ① 期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで
- ② 内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和6年3月31日まで随時報告

セクシュアル・ハラスメント調査期間

- (1) ① 期間 令和5年4月1日から令和6年3月29日まで
- ② 内容 教職員へのアンケート

2 体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの考え方

(1) 体罰

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科初第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。

(2) 不適切な言動

子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を与えるもの

- ① 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- ② 高圧的・威圧的な指導
- ③ 発達段階への適切な配慮を欠いた言動

(3) セクシュアル・ハラスメント

職員が児童・生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことをいう。この「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動を指す。また性別により役割分担すべき、とする意識が根底にあることに基づく言動も含まれる。

3 調査上の配慮事項

体罰・不適切な言動アンケートについて

- (1) アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱に配慮しつつ第三者（運営協議会委員やPTA役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてを講じた。
- (2) アンケートは氏名欄を設けたが無記名でもよいこととした（所属学年・学級については記入）。

4 調査結果

(1) 体罰について

① 体罰の件数 (件)

年度	小学校	中学校	高校	計
R4	43	15	0	58
R5	26	19	0	45

② 体罰の発生の場面 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	28	2	2	1	9	5	1	3	1	0	2	4	43	15
R5	15	3	1	3	7	5	0	6	0	2	3	0	26	19

③ 体罰の発生の場所 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	24	4	0	0	11	5	0	0	5	3	3	3	43	15
R5	17	6	0	0	7	6	0	0	1	4	1	3	26	19

(2) 不適切な言動について

① 不適切な言動の件数 (件)

年度	小学校	中学校	高校	計
R4	26	20	2	48
R5	46	41	0	87

② 不適切な言動の発生の場面 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間			部活動			HR		スマホ (SNS)		その他		計		
	小	中	小	中	小	中	高	小	中	高	小	中	小	中	小	中	小	中	高
R4	22	8	0	1	0	2	0	9	2	1	0	0	0	3	0	26	20	2	
R5	33	18	0	3	2	2	0	10	0	2	1	0	0	9	7	46	41	0	

③ 不適切な言動の発生の場所 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館			教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計		
	小	中	小	中	小	中	高	小	中	小	中	小	中	小	中	高
R4	21	12	0	0	1	7	2	0	0	3	3	1	1	26	23	2
R5	35	18	0	1	2	12	0	0	0	0	1	9	9	46	41	0

(3) セクシュアル・ハラスメントについて

① セクシュアル・ハラスメントの件数 (件)

年度	小学校	中学校	高校	計
R4	1	3	0	4
R5	2	6	0	8

② セクシュアル・ハラスメントの発生の場面※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		スマホ(SNS)		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
R5	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	6

③ セクシュアル・ハラスメントの発生の場所※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛(件)

年度	教室		職員室		運動場・体育館		教材室・生徒指導室		廊下・階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	3
R5	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	6

5 本市のこれまでの取組

(1) 通知文の送付

①体罰：「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」

(25文科初第574号<平成25年8月9日>)

②体罰：「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」

(18文科初第1019号<平成19年2月5日>)

※①②は体罰調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知している。

③セクハラ：「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」(文部科学大臣 令和5年10月20日)

④セクハラ：「資料：不適切な言動・セクシュアル・ハラスメントと判断される行為やそれにつながる行為」(教職員課 令和4年)

⑤「倫理研修の実施について(通知)」(教職員課 令和5年4月25日)

⑥「体罰・不適切な言動の根絶に向けた取組について(通知)」(教職員課 令和5年6月12日)

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶について教職員へ指導の徹底を依頼。また、体罰、不適切な言動が指摘された教諭等について、教職員課担当が学校に出向いて授業参観等と指導を実施。

(3) 研修会等

- ① 校長会議における管理職への注意喚起（令和5年4月12日）
- ② 校長倫理研修会において、スクールロイヤーを招いての事例研修の実施（令和5年8月9日）
- ③ 初任者研修や職務別研修等において、教職員の意識を高めるために教職員課の担当者が注意喚起を実施。

(4) 管理職による継続した指導

- ① 全教職員との面談及びコンプライアンスセルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施。
- ② 各校において、具体的事例を基に体罰等の防止について考える「ケースメソッド研修」を複数回実施。
- ③ 体罰・不適切な言動調査、セクシュアル・ハラスメント調査の分析と総括を各校で管理職が実施。
- ④ セクシュアル・ハラスメント状況調査時に「資料：不適切な言動・セクシュアル・ハラスメントと判断される行為やそれにつながる行為」を使つての確認と倫理研修を実施し、各教職員の意識を強化。

6 令和6年度における取組（計画）

- (1) 全校への学校訪問を行い、校長面談や教頭面談を通して、各学校における取組状況や今後の方策について確認する。勤務服務（不祥事根絶）について、再度伝えるとともに、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶について全教職員へ指導の徹底を依頼。
- (2) 管理職による教職員面談時に、体罰・不適切な言動調査、セクシュアル・ハラスメント根絶のための指導を実施。
- (3) 初任者研修や職務別研修等において、教職員課担当者による注意喚起の継続実施。
- (4) 各校において、第1回目の倫理研修を6月7日までに実施（コンプライアンスセルフチェックシートの活用）。また、各校において、年間の振り返りとして2回目の倫理研修の確実な実施。
- (5) 「ケースメソッド研修」の具体事例を追加し、各校へ周知するとともに、実例に沿った「ケースメソッド研修」の複数回実施を指示。
- (6) 体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた通知文送付の際、具体事例をあげることで、偶発的な事案であっても児童・生徒・保護者のとらえ方によっては、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントとして受け取られることがあるという認識がもてるようにするとともに、適切で丁寧な対応を行っていけるよう啓発。
- (7) 夏季休業中に、管理職対象の「倫理研修」を実施。スクールロイヤーによる講義とグループでの事例検討を実施。
- (8) 年代の高い教員の体罰や不適切な対応を抑制することを目的として40代、50代を対象としたキャリアデザイン研修会において、体罰・不適切な言動及びセクシュアル・ハラスメントの根絶についての啓発を実施。
- (9) 複数回体罰・不適切な言動等を行った教職員に対して、必要に応じた個別研修を実施。